

第1章 計画策定にあたって

1. 趣旨と背景

近年、わが国は、平均寿命の延伸により世界有数の長寿国となりました。しかしその一方で、糖尿病などの生活習慣病が増加し、さらには、高齢化の進行に伴い、寝たきりなどの要介護者も増加し、深刻な社会問題となっています。

健康増進については、2012（平成24）年7月、国において2013（平成25）年度から10年間を計画期間とした「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」が示され、生活習慣病の一次予防に加えて、重症化予防にも重点を置き、「健康寿命の延伸」や「健康格差の縮小」などが目標とされています。

食育推進については、2016（平成28）年3月、国において2016（平成28）年度～2020（平成32）年度を計画期間とした「第3次食育推進基本計画」が策定され、「実践の環を広げよう」とのコンセプトのもと、食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、「若い世代を中心とした食育の推進」、「多様な暮らしに対応した食育の推進」、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」、「食の循環や環境を意識した食育の推進」、「食文化の継承に向けた食育の推進」の5つが重点課題とされています。

本市では、1994（平成6）年に「焼津市保健計画」を策定し、2003（平成15）年には国の「健康日本21（第1次）」及び健康増進法の施行に伴い、「やいづいききプラン21」（焼津市健康増進計画）を策定しました。また、2008（平成20）年には「焼津市食育推進計画」を策定し、それぞれの計画に沿った施策を進めてきました。さらに、2013（平成25）年には、第2次焼津市健康増進計画と第2次焼津市食育推進計画を一体的に取りまとめた「やいづ健康・食育プラン」を策定し、推進してきました。

今後、2025（平成37）年までに、団塊の世代が前期高齢者から後期高齢者へと移行することに伴い、本市においても、介護保険給付や医療保険給付の増大が見込まれます。市民が「いかに健康で長寿を迎えることができるか」が大きなテーマであり、健康づくりの推進に関する取り組みは差し迫った課題となっています。

本計画は、前計画の期間終了に伴い、健康増進計画と食育推進計画に加え、新たに「歯科口腔保健計画」についても関連した計画として一体的に策定し、市民や地域・団体、行政の協働のもと、その取り組みを進めようとするものです。

2. 前計画の評価

2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までを計画期間とした「やいづ健康・食育プラン（焼津市健康増進計画（第2次）・焼津市食育推進計画（第2次）」に掲載した各分野の目標値64項目について実績値を確認し、達成状況を評価したところ、以下のとおりでした。

評価区分	評価基準
◎（達成）	直近値が目標値を達成
○（改善傾向）	直近値が基準値より改善
△（横ばい、悪化）	直近値が基準値に比べ横ばい、または悪化
—（評価不能）	基準の変更等により評価が困難、または不能

計画課題	項目数	◎		○		△		—		全体 達成状況 (◎+○)
		項目	割合	項目	割合	項目	割合	項目	割合	
健康増進（共通）	8	2	25.0%	5	62.5%	1	12.5%	0	0%	87.5%
1.健康管理	12	0	0%	6	50.0%	6	50.0%	0	0%	50.0%
2.歯・口腔の健康	7	2	28.6%	3	42.9%	2	28.6%	0	0%	71.5%
3.栄養・食生活	2	0	0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0%	50.0%
4.運動・身体活動	4	1	25.0%	3	75.0%	0	0%	0	0%	100%
5.喫煙・飲酒	7	1	14.3%	5	71.4%	1	14.3%	0	0%	85.7%
6.こころの健康	2	0	0%	2	100%	0	0%	0	0%	100%
食育推進（共通）	3	1	33.3%	2	66.7%	0	0%	0	0%	100%
1.食で体をはぐくむ	11	0	0%	4	36.4%	6	54.5%	1	9.1%	36.4%
2.食で心をはぐくむ	8	2	25.0%	1	12.5%	5	62.5%	0	0%	37.5%
合計	64	9	14.1%	32	50.0%	22	34.3%	1	1.6%	64.1%

目標値の達成状況については、64項目中、「◎（達成）」と「○（改善傾向）」を合わせた改善割合は、64.1%となっています。

分野別では、食育の「1.食で体を育む」「2.食で心を育む」、健康増進の「1.健康管理」で改善割合が低くなっています。いずれも、市民一人ひとりの理解と実践が欠かせない成果目標が多く設定されていることから、普及・啓発の継続が課題と考えられます。

3. 計画の策定根拠

「健康増進計画」は、健康増進法第8条第2項に基づく、住民の健康増進の推進についての「市町村健康増進計画」、「食育推進計画」は、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」となっています。

また、「歯科口腔保健計画」は、「歯科口腔保健法」を踏まえた「焼津市民の歯と口の健康づくり条例」（平成27年3月31日条例第17号）第9条第1項に基づく、「歯と口の健康づくりに関する基本的な計画」として位置付けています。

■関係法令（抜粋）

<健康増進法（抜粋）>

（都道府県健康増進計画等）

- 第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

<食育基本法（抜粋）>

（市町村食育推進計画）

- 第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

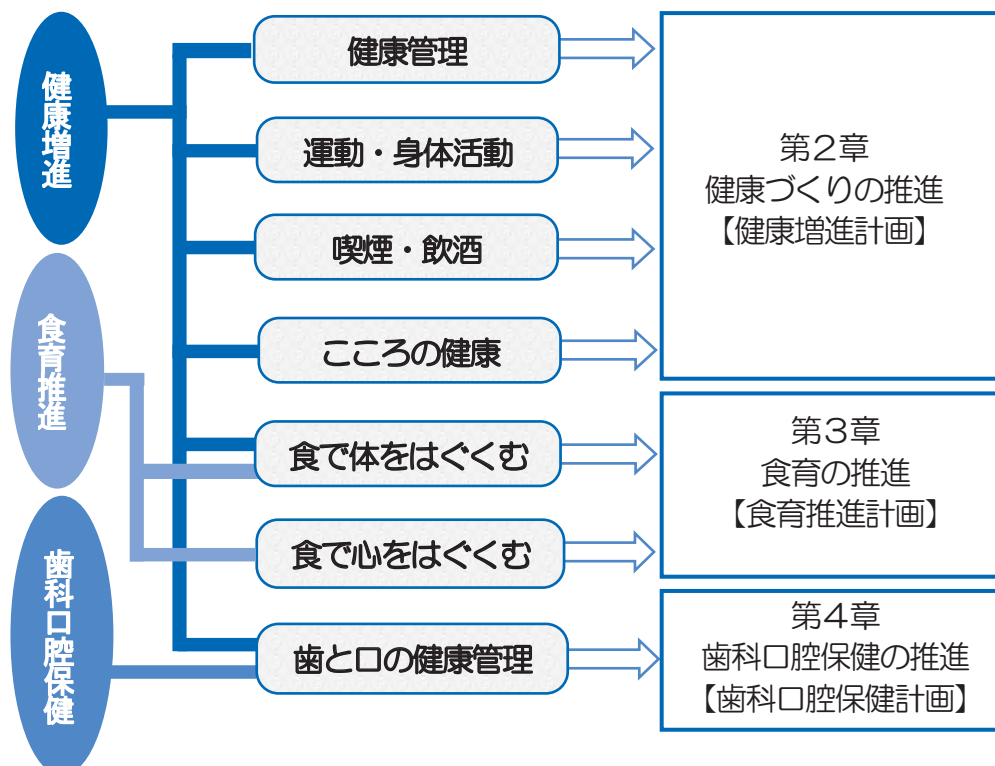
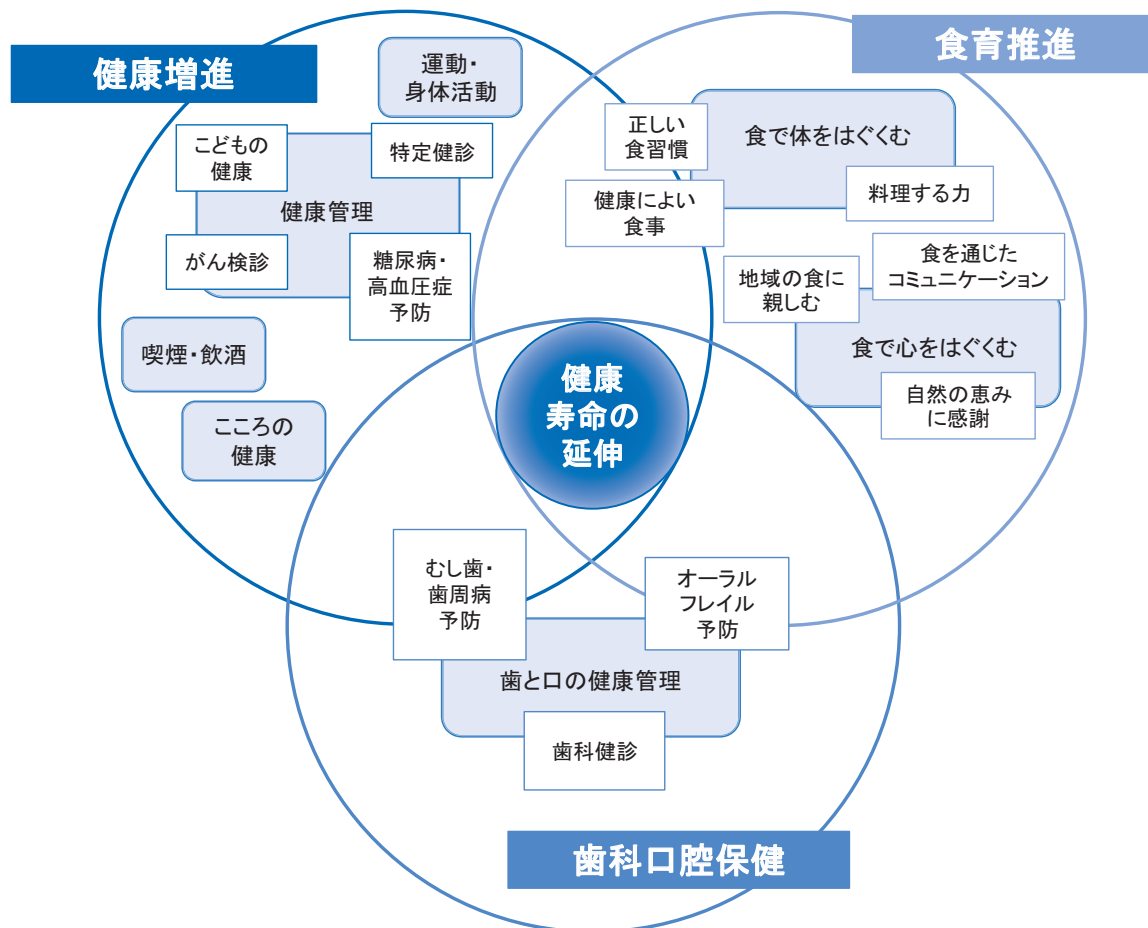
<焼津市民の歯と口の健康づくり条例（抜粋）>

（計画の策定）

- 第9条 市長は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとする。
- 2 前項の計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき市が策定した健康増進計画その他市が策定する健康づくりに関する計画と調和するものでなければならない。
- 3 第1項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1）歯と口の健康づくりに関する基本方針
 - （2）歯と口の健康づくりに関する目標
 - （3）歯と口の健康づくりに関する具体的施策
 - （4）前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関し必要な事項
- 4 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

4. 計画相互の関係

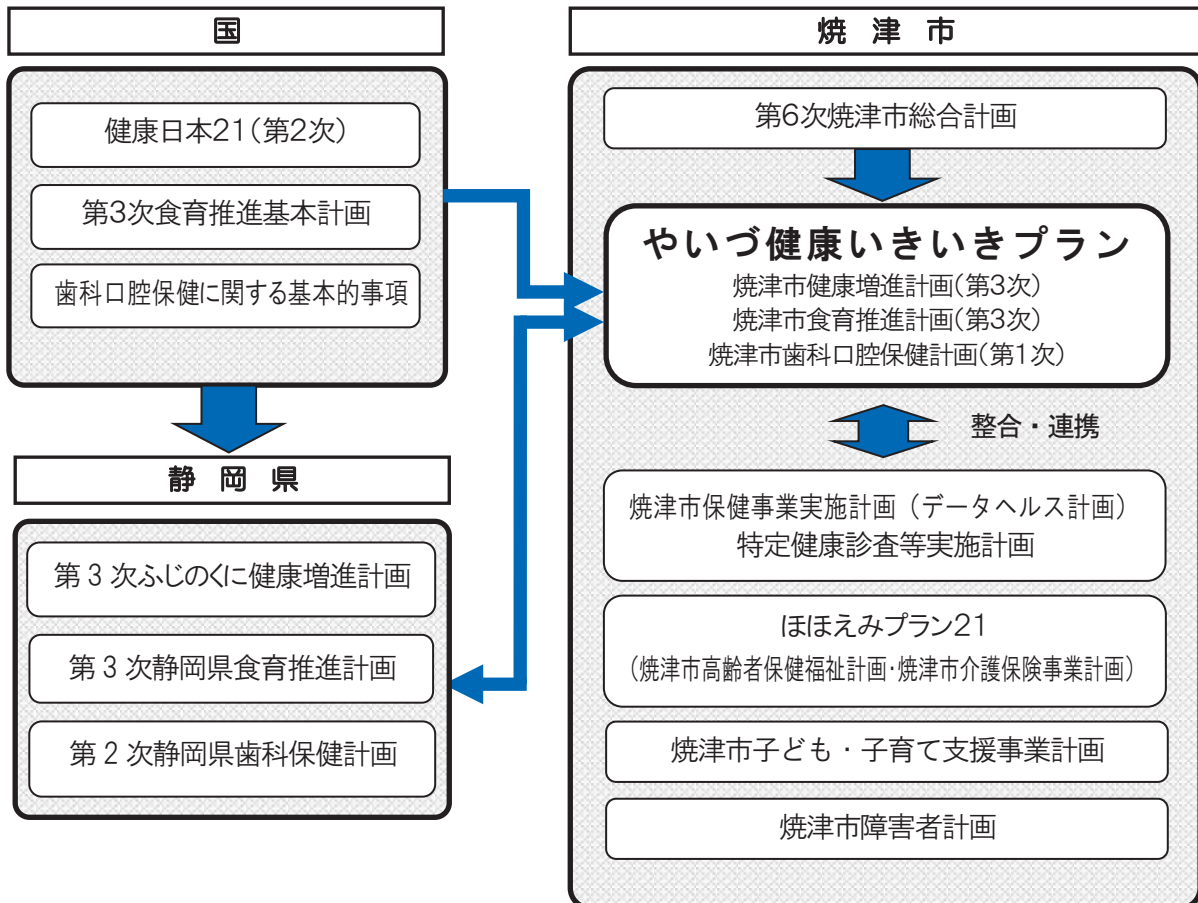
「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健計画」は、重複する領域（栄養・食生活、歯・口腔の健康等）があるため、別々の計画としつつ、重複する領域は一体的に取り組みを進めます。



5. 本計画の位置付け

本計画は、「第6次焼津市総合計画」を上位計画とする分野別計画であり、市の関連計画との整合を図りました。

また、国の「健康日本21（第2次）」、「第3次食育推進基本計画」などを踏まえ、静岡県の計画である「第3次ふじのくに健康増進計画」、「第3次静岡県食育推進計画」、「第2次静岡県歯科保健計画」などとの整合も考慮して策定しています。



6. 計画期間

計画期間は、2018（平成30）年度～2022（平成34）年度の5年間とします。

2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度
<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 10px; display: inline-block;"> やいづ健康・食育プラン 焼津市健康増進計画(第2次) 焼津市食育推進計画(第2次) </div>					<div style="background-color: #D3D3D3; padding: 10px; display: inline-block;"> やいづ健康いきいきプラン 焼津市健康増進計画(第3次) 焼津市食育推進計画(第3次) 焼津市歯科口腔保健計画(第1次) </div>				

7. アンケート調査実施概要

本計画策定の基礎資料とすることを目的として、市民に対するアンケート調査を実施しました。本調査の概要については、下記のとおりです。

調査結果は、本計画内で引用し、巻末の資料編に一部を掲載しているほか、別途「平成28年度焼津市健康・食育に関するアンケート調査報告書（平成29年3月）」として取りまとめています。

■調査地域：焼津市全域

■調査期間：2017（平成29）年1月

■調査対象者及び調査方法

調査対象者	調査数	調査方法
① 一般市民(20歳以上)	2,000人	郵送配布・回収
② 3歳児(年少児)保護者	257人	保育所・幼稚園を通じた配布・回収
③ 小学5年生・中学2年生・高校2年生	897人	学校を通じた配布・回収

■回収結果

調査対象者	配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (=B/A)
① 一般市民(20歳以上)	2,000	876	43.8%
② 3歳児(年少児)保護者	257	226	87.9%
③ 小学5年生・中学2年生・高校2年生	897	871	97.1%

8. 事業者・団体ヒアリング調査実施概要

本計画を策定するにあたり、これまでの計画の実施状況や現状の課題を把握することを目的として、事業者・団体ヒアリング調査を実施しました。概要については、下記のとおりです。

調査結果は、本計画内で引用しているほか、別途「事業者・団体ヒアリング調査結果報告書（平成29年9月）」として取りまとめています。

■調査期間：2017（平成29）年7月～9月

■調査の対象事業者及び調査方法

40事業者・団体を対象として郵送による配布・回収を行いました。一部の対象者に対しては、インタビューによる補足調査を実施しました。

■回収結果：36事業者・団体（有効回答率90%）。

調査対象	配付数	回答数
健康関係団体（健康・医療・食育・スポーツ）	5団体	5団体
教育・子育て関係団体（幼稚園・保育園）	21団体	19団体
福祉関係団体	6団体	5団体
生産者・加工業者	2団体	2団体
NPO団体等（食育関係）	6団体	5団体

9. 計画の推進・管理

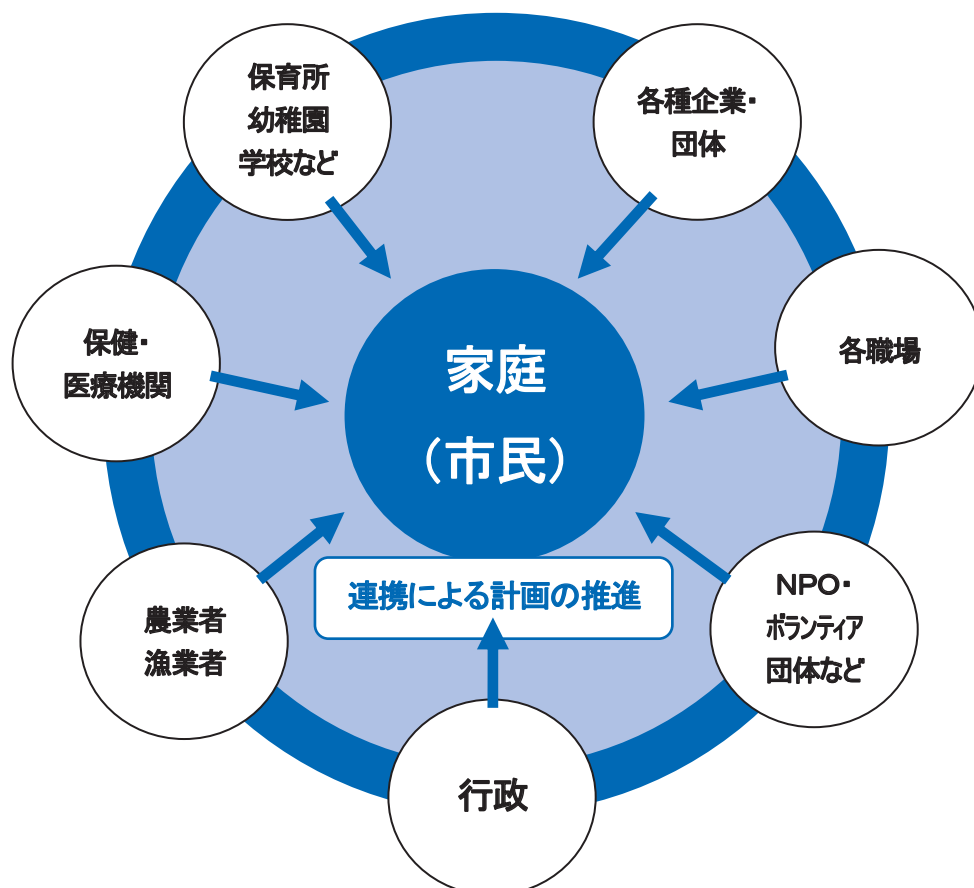
健康づくり、食育、歯科口腔保健の取り組みは、個々の自助努力が基本となりますが、経済的豊かさや便利さの代償として「生活習慣病」がごく普通にみられる現在、個人の自律心に頼るだけでは限界があり、行政による公助や地域の事業者・団体等の取り組みの相互作用（共助）により、市全体でこれらの底上げをしていかなければなりません。そのためには、各主体それぞれが役割を果たしながら、一人ひとりの市民の健康づくり等への取り組みや努力を支援する環境づくりをしていくことが求められます。

（1）計画の周知

本計画を広く市民に周知・啓発するため、市の広報やホームページなどを通して公表するとともに、各種保健事業や行事など、あらゆる機会を活用して計画のPRを図り、市民の健康意識を高めます。

（2）計画の推進

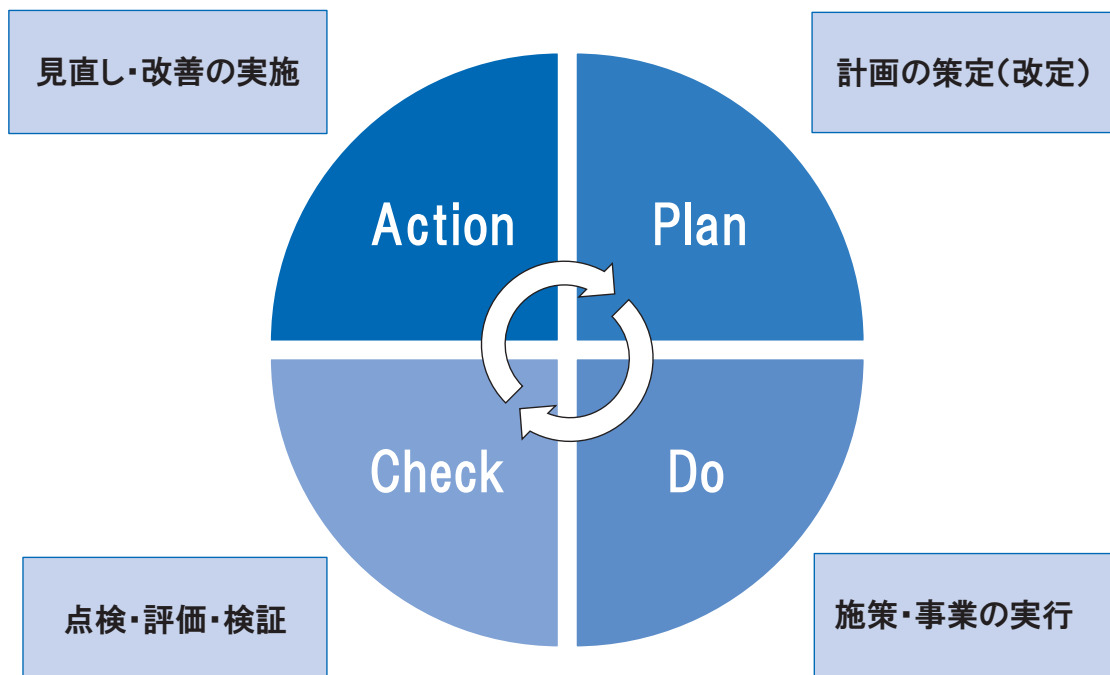
本計画推進にあたっては、保健センターを中心に、行政関係各課と連携した全庁的な対応により、健康づくり食生活推進員、保健委員、自治会をはじめとした、関係団体・事業者、市民と協働しながら、各分野の施策・事業を総合的かつ計画的に進めていきます。



(3) 計画の進行管理・評価

計画の進行管理・評価については、毎年度、「焼津市民健康づくり推進協議会」や「焼津市民の歯と口の健康づくり会議」に本計画の進捗状況を報告し、意見を聴取して検証を受けるとともに、社会情勢の変化や地域ニーズを的確に捉えながら、適切な見直しに共に取り組みます。

また、計画 (PLAN) → 実行 (DO) → 点検・評価 (CHECK) → 見直し・改善 (ACTION) の「PDCAサイクル」を構築し、継続的な改善に努めます。



PDCA サイクルを回して、
健康スパイラルアップ!!

